

水道メーターの未検針等について

1 水道メーターの未検針について

- | | | |
|-------------|---|--|
| (1) 概 | 要 | 検針対象水道メーターのうち 5 件（使用中 1 件、休止中 4 件）について、未検針にも関わらず検針済と報告されていた。最長で 3 年間未検針となっているものがあった。 |
| (2) 件 | 数 | 5 件 |
| (3) 原 | 因 | ①閉栓中（長期）で使用水量がずっとゼロだったため、水量の変化はないと思い込んでいた。
②ガス検針との兼ね合いで業務がひっ迫し検針が困難となり、時間を短縮したかった。 |
| (4) お客様への影響 | | 水道使用者 1 名の方に対しては、水道料金を再計算し過納分を返金した。
休止中 4 件については、請求が生じないため影響なし。 |
| (5) 市の対応 | | ① 当該検針委託業者に報告し、全容解明と再発防止に取り組むよう指導した。その結果、3 月 31 日に最終報告書の提出があった。
② 全検針委託業者に文書で指導を行った。
③ 4 月 27 日に検針委託業者・検針担当者の臨時会議を開催し、再発防止の周知徹底を図った。
④ 既に支払った検針委託料については、遡って返還された。 |

2 令和 4 年 1 月検針分の水道料金未請求について

- | | |
|----------|--|
| (1) 対象地域 | 清水町及び殿町の一部 |
| (2) 件数 | 99 件（納付書 13 件、口座振替 86 件） |
| (3) 原因 | 料金システムの不具合 |
| (4) 対策 | システム開発元においてプログラムを改修し、3 月 29 日に改修が完了した。また、市職員による事前のチェック工程を追加した。 |

周布橋架け替えに伴う配水管の設置について

市道日脚治和線 周布橋の架け替え工事に伴い現在、同橋に設置している仮設配水管（ポリエチレン管 直径 150 mm）に代わる配水管の設置について、下記のとおり工事に着手する予定です。

記

1 施工概要

仮設歩道橋に仮設配水管を再度設置（仮設歩道橋撤去時に廃止）し、新しく整備する周布橋に本設配水管を新設する。

2 設置する管種及び口径

仮設配水管 水道配水用ポリエチレン管 直径 150 mm
本設配水管 水道配水用ポリエチレン管 直径 150 mm

3 設置時期

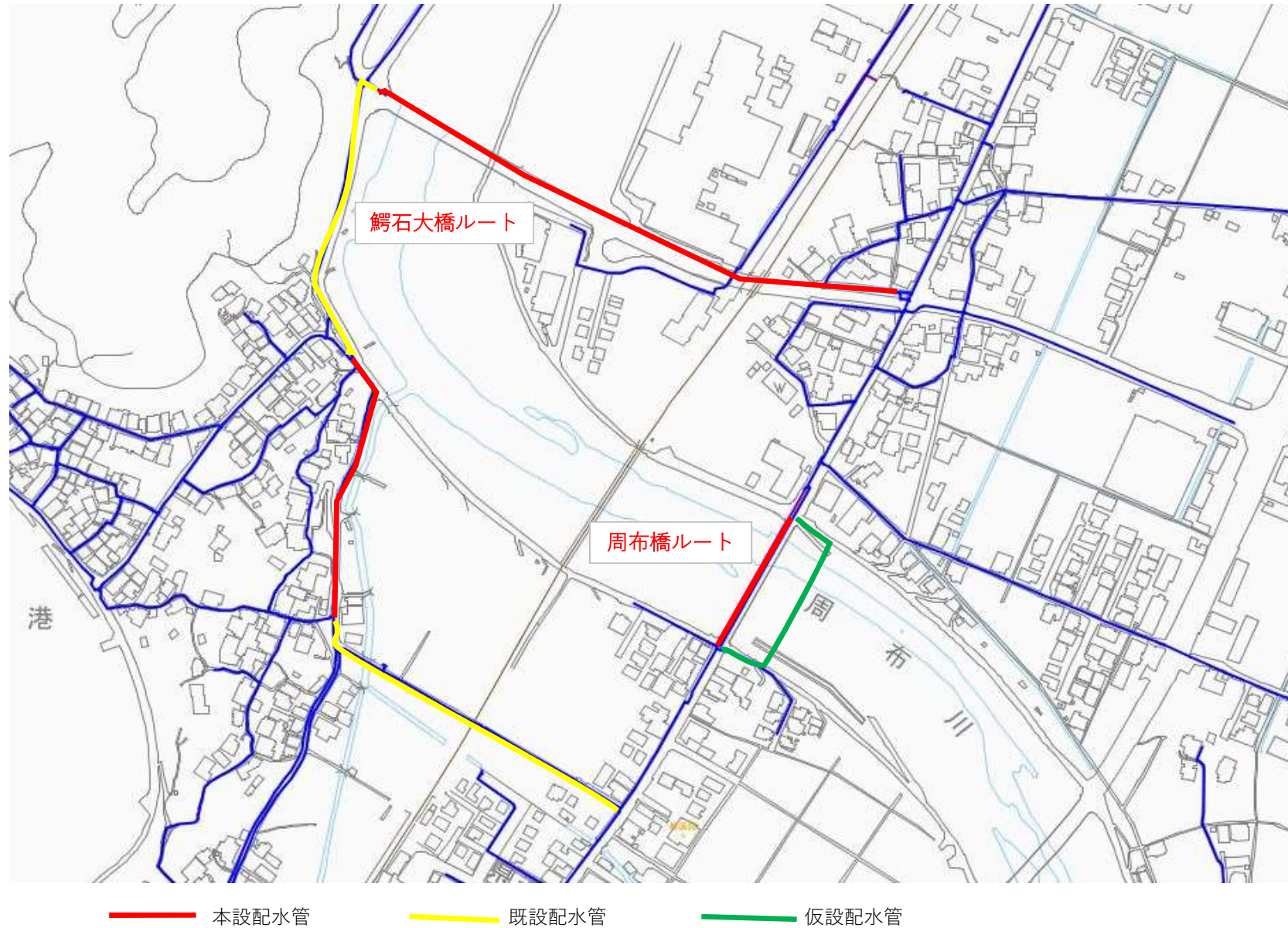
仮設配水管設置工事 令和 4 年度
本設配水管設置工事 新しく整備する周布橋の施工時期と調整する

4 ルート検討結果

- ・ 鰐石大橋ルート 周布橋の架け替え工事との工程調整の必要ない周布橋よりも下流の臨港道路に本設配水管を設置する。
- ・ 周布橋ルート 架け替え工事を行う周布橋に本設配水管を設置することとし、仮設歩道橋に再度仮設配水管を設置する。

	鰐石大橋ルート		周布橋ルート	
施工延長	長い	×	短い	○
施工期間	単年度	○	複数年度	×
他の添架物件との調整	少ない	△	少ない	△
仮設工	少ない	○	多い	×
総工事費（仮設含む）	150, 000, 000	×	100, 000, 000	○
総合判断	×		○	

周布橋架け替えに伴う配水管の設置について 位置図



汚水処理事業広域化・共同化の取組みについて

下水道等の持続可能な事業運営に向けて、「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」(平成 29 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定)において、平成 34 年度(令和 4 年度)までの広域化・共同化を推進するための目標が設定されたことを踏まえ、関係 4 省(総務省、農水省、国交省、環境省)連名にて、全ての都道府県における平成 34 年度(令和 4 年度)までの「広域化・共同化計画」策定が要請されました。

島根県においては、国からの要請に基づき「島根県汚水処理事業広域化・共同化計画」の策定主体となり、これまで検討会などを進めてこられました。

浜田市においても、検討会へ参加し計画策定へ向け取り組んでまいりましたので、その内容や今後の方向性について報告します。

記

1 島根県汚水処理事業広域化・共同化計画

(1) 計画策定の目的

人口減少に伴う使用料収入の減少や職員数の減少による執行体制の脆弱化、既存ストックの大量更新時期の到来などの汚水処理施設の事業運営に係る多くの課題を踏まえ、持続可能な事業運営を推進するために策定する。

(2) 策定主体

島根県

(3) 策定期限

令和 5 年 3 月末

2 これまでの取組状況

【平成 30 年度】

広域化・共同化に関する意識醸成のため島根県が主体となり勉強会を開催

【令和元年度～令和 3 年度】

県内を複数ブロックに分け、現状と課題の整理や広域化・共同化の方向性について、これまで検討会を 4 回開催

3 今後のスケジュール

令和4年8月頃	第5回検討会
令和4年11月頃	計画策定会議（県から計画案の提示）
令和5年1月	パブリックコメント
令和5年3月	公表

浜田処理区下水道整備事業について

浜田処理区下水道整備事業において公民連携（DB方式）導入の検討にあたり、市内業者※¹ 及び準市内業者※² を対象に説明・意見交換会や参入意向調査（アンケート）を行い、DB方式導入に向けて参考とするための資料収集などの調査業務を行ってきました。

その結果、管路整備については、DB方式が導入可能と判断し、浜田処理区整備事業の管路整備については、DB方式により整備を進めます。

※¹ 市内業者：主たる営業所を浜田市内に有する者

※² 準市内業者：従たる営業所を浜田市内に有する者

1 公民連携（DB方式）導入可能性調査の結果について

(1) 事業者説明会

設計企業、建設企業を対象に説明・意見交換会を開催しました。

- ・ R3. 11. 22 第 1 回説明・意見交換会、参入意向調査（アンケート）
- ・ R4. 3. 30 第 2 回説明・意見交換会、アンケートの意見等に対する回答
- ・ R4. 5. 23 第 3 回説明・意見交換会（予定）

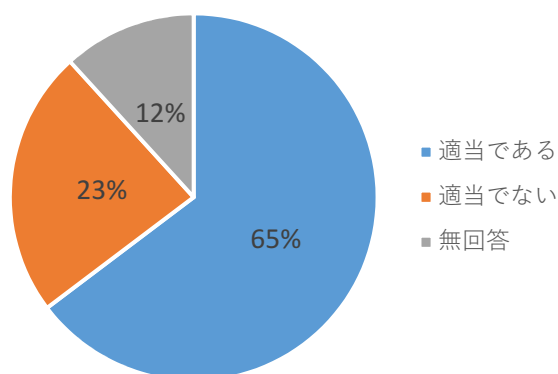
(2) 参入意向調査（アンケート）結果

	設計企業※ ³	建設企業※ ⁴
アンケート配布	9 社	19 社
アンケート回答	7 社	10 社

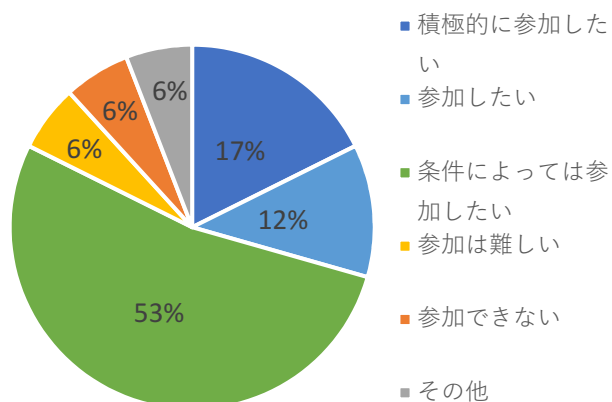
※³ 設計企業：準市内業者で浜田市建設工事等競争入札参加者有資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント-下水道部門」に登録されている企業及び市内業者で「土木関係建設コンサルタント」に登録されている企業。

※⁴ 建設企業：市内業者で浜田市建設工事等競争入札参加者有資格者名簿の「土木一式工事」に登録され、浜田地域に主たる営業所を有する企業。

「DB方式」を想定していますが、
どのようにお考えですか？



本事業への参加意向について、どのようにお考えですか？



- 「DB方式は適当である」と 65%の企業が回答。
- 「積極的に参加したい」「参加したい」と 29%の企業が回答。
- 「条件によっては参加したい」を含めると 82%の企業が参加意向を示しています。

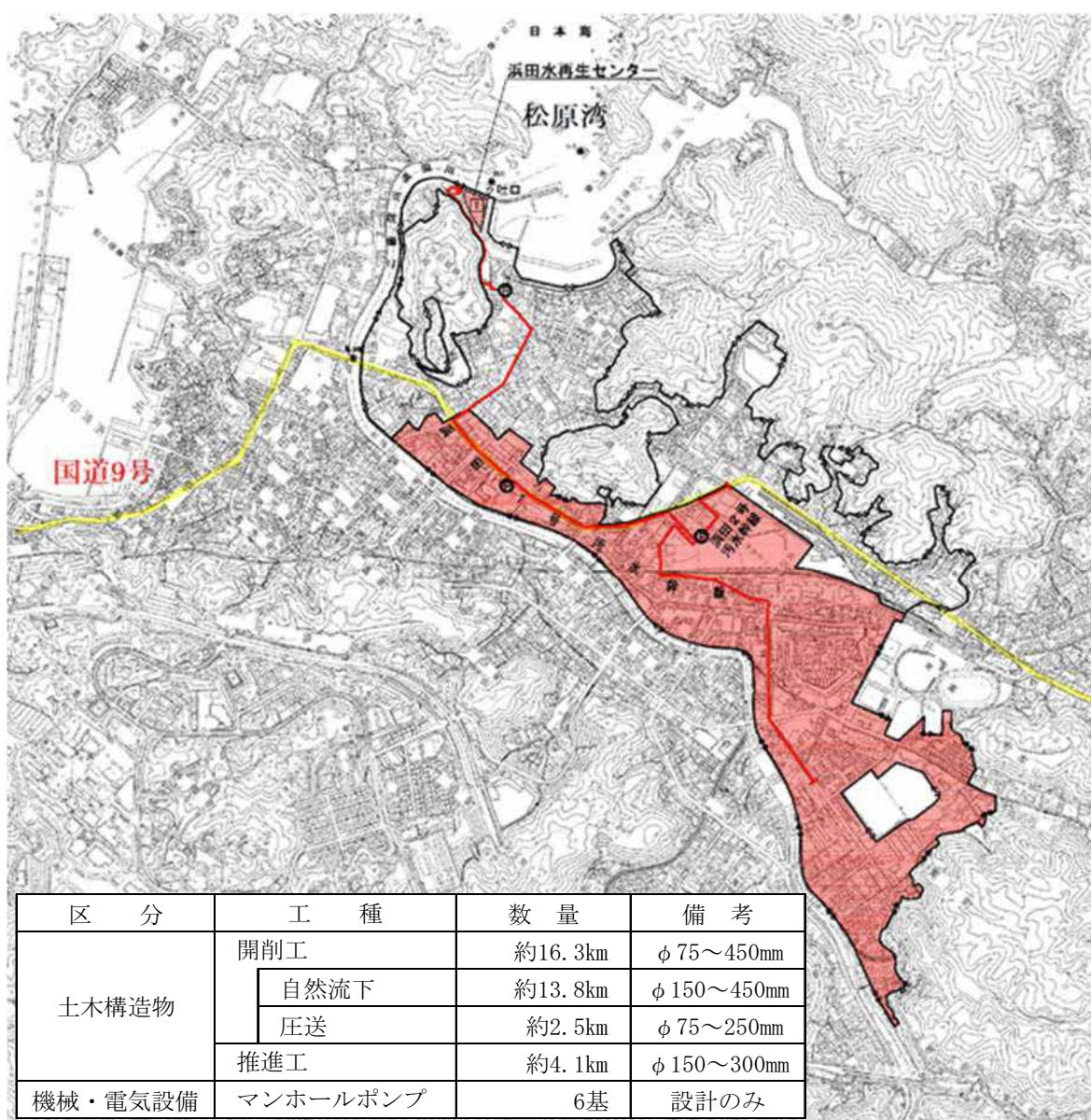
(3) アンケートでの主な意見

- ・分離発注（従来方式）として受注機会を増やしてほしい
- ・事業規模は分割し複数工区としてほしい
- ・事業規模に対して事業期間が短い
- ・市街地は多くの規制がかかり計画どおり事業が進まないのではないかと
- ・実施体制は乙型 J V が望ましい
- ・乙型 J V の場合、設計企業と建設企業がどのように連携するのか
- ・設計企業、建設企業の参加資格要件をどのように考えているか
- ・事業者側の業務範囲（役割分担）やリスク分担など説明してほしい
- ・建設工事の配置技術者の専任期間はいつからか
- ・事業費削減を目的に企業側の負担（金銭的な不利益）がないようにしてほしい

2 事業の概要

(1) 整備区域の概要

整備区域は約 77ha、污水管渠布設工事を約 20.4 km 施工する予定となっています。また、整備区域を 2 工区に分け事業実施する予定としています。

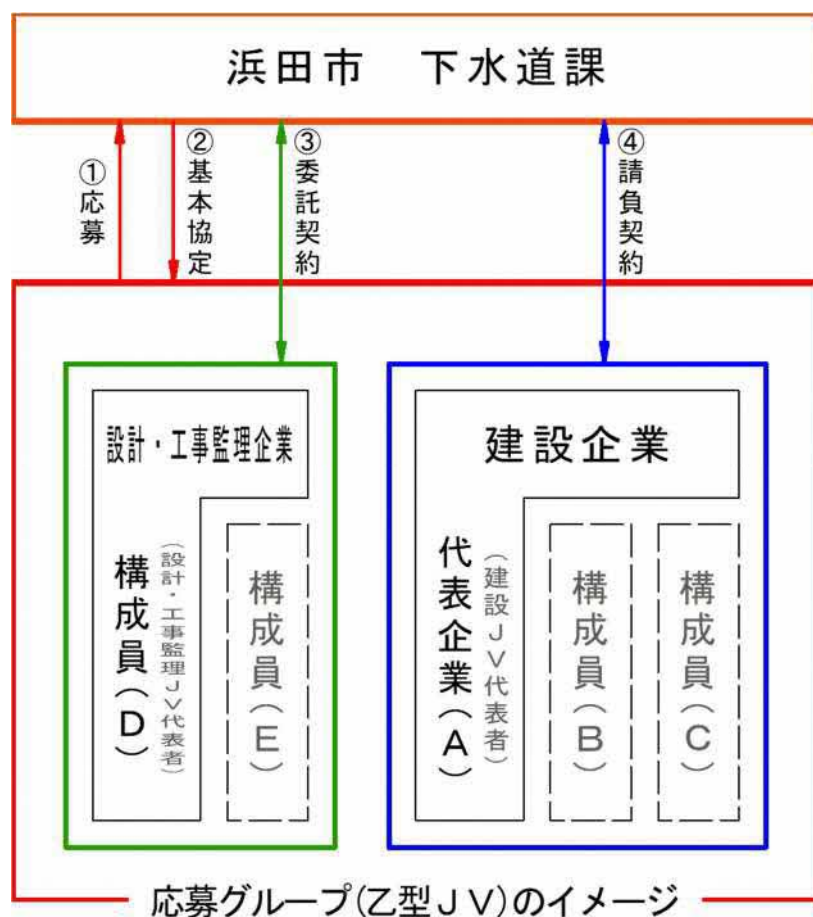


(2) 業務範囲

設 計 工事監理	・ 調査業務（測量調査、地質調査、埋設物調査、試掘調査等） ・ 詳細設計業務（機械・電気設備工事を含む） ・ 移設協議、関係機関協議 ・ 工事監理業務 ・ 住民説明補助 ・ 本事業に伴う各種申請等の業務
施 工	・ 下水道工事（機械・電気設備工事を含まない） ・ 近隣対応、周辺環境調査対策 ・ 関係機関協議 ・ 住民説明補助 ・ 本事業に伴う各種申請等の業務

(3) 事業方式

本事業は、技術提案に基づいた設計・施工を一括して発注するDB方式で実施します。事業者は設計・工事監理企業と建設企業で構成された、乙型JVを想定しています。



※応募グループの代表者（代表企業）は建設企業から定める。
 ※設計・工事監理企業及び建設企業はそれぞれ一企業とすることも、
 複数企業の共同とすることも可能。

(4) 応募者の備えるべき主な参加資格要件

参加資格要件の詳細は、募集要項にて公表しますが、主な参加資格要件は下記のとおり想定しています。

□設計・工事監理企業と建設企業に共通の主な要件

- ・浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ・浜田市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

□設計・工事監理企業の主な要件

- ・市内業者及び準市内業者で、令和4～6年度浜田市建設工事等競争入札参加者有資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント-下水道部門」に登録されていること。
- ・過去15年間に於いて、国、地方公共団体等が発注した下水道管渠詳細設計業務の実績を有していること。

□建設企業の主な要件

- ・市内業者で、令和4～6年度浜田市建設工事等競争入札参加者有資格者名簿の「土木一式工事」に登録されていること。
- ・過去15年間に於いて、国、地方公共団体等が発注した下水道管渠工事の施工実績を有していること。

(5) 事業者選定方式

本事業の業務には調査項目を含めており、調査実施後の技術提案などによる設計変更が想定されます。

そのため募集段階での調査に基づく仕様を確定することができないため、事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により行います。

整備区域においての設計・施工に係る技術提案を公募し、早期に完了させるための整備方針、実施体制、コスト縮減、創意工夫や技術提案について審査及び評価を行い、最も優れた候補者を選定します。

3 今後のスケジュール（案）

時 期	内 容
令和4年5月19日	福祉環境委員会へ報告
令和4年5月30日	市議会全員協議会へ報告
令和4年6月上旬頃	実施方針（案）の公表、意見集約
令和4年8月上旬頃	実施方針の公表
令和4年9月議会	債務負担行為を議会へ上程
令和4年10月上旬頃	募集要項の公表
令和5年3月上旬頃	契約候補者の決定
令和5年3月下旬頃	基本協定の締結
令和5年度	設計・工事監理業務委託契約の締結
令和6年度	建設工事請負契約の締結

令和4年度 子育て支援ガイド

～浜田市は子育てを応援します～

令和4年5月19日
福祉環境委員会資料
健康福祉部
子ども・子育て支援課

浜田市子育て支援施策一覧

令和4年4月1日現在

分類	妊娠期	0歳	1歳～3歳	4歳～6歳	小学生	中学生	高校生
母子保健・相談	1 風しん任意 予防接種費助成	2 妊婦健康手帳	3 妊婦健康相談	4 産前産後家事支援サポーター	5 妊婦健康相談	6 産婦健診	7 産後ケア事業 赤ちゃん訪問
	8 産婦健診	9 ブックスタート	10 乳幼児健康相談 (未就学児・医療的ケア児)	11 産婦健診	12 産婦健診	13 産婦健診	14 産婦健診
	15 産婦健診	16 産婦健診	17 産婦健診	18 産婦健診	19 産婦健診	20 産婦健診	21 産婦健診
	22 産婦健診	23 産婦健診	24 産婦健診	25 産婦健診	26 産婦健診	27 産婦健診	28 産婦健診
	29 産婦健診	30 産婦健診	31 産婦健診	32 産婦健診	33 産婦健診	34 産婦健診	35 産婦健診
	36 産婦健診	37 産婦健診	38 産婦健診	39 産婦健診	40 産婦健診	41 産婦健診	42 産婦健診
	43 産婦健診	44 産婦健診	45 産婦健診	46 産婦健診	47 産婦健診	48 産婦健診	49 産婦健診
	50 産婦健診	51 産婦健診	52 産婦健診	53 産婦健診	54 産婦健診	55 産婦健診	56 産婦健診
	57 産婦健診	58 産婦健診	59 産婦健診	60 産婦健診	61 産婦健診	62 産婦健診	63 産婦健診
	64 産婦健診	65 産婦健診	66 産婦健診	67 産婦健診	68 産婦健診	69 産婦健診	70 産婦健診
保育所（園）・幼稚園	71 産婦健診	72 産婦健診	73 産婦健診	74 産婦健診	75 産婦健診	76 産婦健診	77 産婦健診
	78 産婦健診	79 産婦健診	80 産婦健診	81 産婦健診	82 産婦健診	83 産婦健診	84 産婦健診
	85 産婦健診	86 産婦健診	87 産婦健診	88 産婦健診	89 産婦健診	90 産婦健診	91 産婦健診
	92 産婦健診	93 産婦健診	94 産婦健診	95 産婦健診	96 産婦健診	97 産婦健診	98 産婦健診
	99 産婦健診	100 産婦健診	101 産婦健診	102 産婦健診	103 産婦健診	104 産婦健診	105 産婦健診
子育て支援	106 産婦健診	107 産婦健診	108 産婦健診	109 産婦健診	110 産婦健診	111 産婦健診	112 産婦健診
	113 産婦健診	114 産婦健診	115 産婦健診	116 産婦健診	117 産婦健診	118 産婦健診	119 産婦健診
	120 産婦健診	121 産婦健診	122 産婦健診	123 産婦健診	124 産婦健診	125 産婦健診	126 産婦健診
	127 産婦健診	128 産婦健診	129 産婦健診	130 産婦健診	131 産婦健診	132 産婦健診	133 産婦健診
経済的支援	134 産婦健診	135 産婦健診	136 産婦健診	137 産婦健診	138 産婦健診	139 産婦健診	140 産婦健診
	141 産婦健診	142 産婦健診	143 産婦健診	144 産婦健診	145 産婦健診	146 産婦健診	147 産婦健診
	148 産婦健診	149 産婦健診	150 産婦健診	151 産婦健診	152 産婦健診	153 産婦健診	154 産婦健診
	155 産婦健診	156 産婦健診	157 産婦健診	158 産婦健診	159 産婦健診	160 産婦健診	161 産婦健診
	162 産婦健診	163 産婦健診	164 産婦健診	165 産婦健診	166 産婦健診	167 産婦健診	168 産婦健診
発達支援	169 産婦健診	170 産婦健診	171 産婦健診	172 産婦健診	173 産婦健診	174 産婦健診	175 産婦健診
	176 産婦健診	177 産婦健診	178 産婦健診	179 産婦健診	180 産婦健診	181 産婦健診	182 産婦健診
	183 産婦健診	184 産婦健診	185 産婦健診	186 産婦健診	187 産婦健診	188 産婦健診	189 産婦健診
教室・学習	190 産婦健診	191 産婦健診	192 産婦健診	193 産婦健診	194 産婦健診	195 産婦健診	196 産婦健診
	197 産婦健診	198 産婦健診	199 産婦健診	200 産婦健診	201 産婦健診	202 産婦健診	203 産婦健診
	204 産婦健診	205 産婦健診	206 産婦健診	207 産婦健診	208 産婦健診	209 産婦健診	210 産婦健診
情育報児	211 産婦健診	212 産婦健診	213 産婦健診	214 産婦健診	215 産婦健診	216 産婦健診	217 産婦健診
	218 産婦健診	219 産婦健診	220 産婦健診	221 産婦健診	222 産婦健診	223 産婦健診	224 産婦健診
事業所	225 産婦健診	226 産婦健診	227 産婦健診	228 産婦健診	229 産婦健診	230 産婦健診	231 産婦健診
分類	妊娠期	0歳	1歳～3歳	4歳～6歳	小学生	中学生	高校生

赤字の数字は子育て支援施策の概要が次ページ以降にあります。（番号がリンクしています。）

子育て支援施策の概要



1 妊娠・出産（妊娠 ～ 3歳）

支 援 施 策	説 明	担当課
1 風しん任意予防接種費助成	- 麻しん風しん混合ワクチン 助成限度額 4,000 円 - 風しんワクチン 助成限度額 2,000 円	健康医療対策課 （健康づくり係） ☎25-9311
● 対象者	接種日に浜田市に住民登録がある者で <u>抗体検査の結果、医師から接種が必要と判断された</u> 次のいずれかに該当する者 ① 妊娠を希望する女性（未婚でも可能） ② 妊娠を希望する女性の同居者 ③ 妊婦（抗体価の低い者に限る）の同居者	
2 不妊治療費助成 <拡充>	- 一般不妊治療費助成（3年間） 上限 15 万円/年 - 特定不妊治療費助成（条件あり） 上限 12 万 5 千円・36 万円/回 - 不育症治療費助成 5 万円/回 ※詳細は裏面参照 子育て世代包括支援センター又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	子育て世代包括 支援センター ☎22-1253 金城市民福祉課 ☎42-1235 旭市民福祉課 ☎45-1435 弥栄市民福祉課 ☎48-2656 三隅市民福祉課 ☎32-2806
3 母子健康手帳	妊娠中の方に母子健康手帳を交付します。妊娠届を、子育て世代包括支援センター又は支所市民福祉課へ提出してください。	
4 産前産後家事支援サポーター	妊娠から出産後 3 年以内で家事支援が必要な人へサポーターを派遣します。（予約制 1 回 2 時間 利用料 400 円） 子育て世代包括支援センター又は支所市民福祉課へ事前の登録が必要です。	
5 妊婦健康診査 妊婦歯科健康診査	- 妊娠中に最大 14 回の妊婦健診で、国が定める検査項目については全額助成します。母子健康手帳別冊の受診票をご利用ください。 - 妊娠中に 1 回、歯科健診を全額助成します。	
6 産婦健康診査	産後間もない時期（2 週間及び 1 ヶ月）のお母さんの健診を実施します。（全額助成）母子健康手帳別冊をご利用ください。	
7 産後ケア事業 こんにちは赤ちゃん訪問	- 産後 4 か月未満のお母さんと赤ちゃんが助産院で助産師のケアを受けることができます。（予約制 1 回 2 時間 利用料 0 円～1,000 円） - 生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師等が訪問します。事前に連絡します。	
8 新生児聴覚検査 乳幼児健康診査	- 新生児聴覚検査に 2,000 円を助成します。母子健康手帳別冊の助成券をご利用ください。 5 か月、1 歳 6 か月、3 歳の年齢の乳幼児を対象とした集団健康診査を実施しています。※1 歳未満の乳児は、医療機関で健康診査を 2 回受診できます。母子健康手帳別冊の受診票をご利用ください。	
9 ブックスタート	生後 5 か月の乳児を対象に絵本を無料で配布しています。	
10 乳幼児健康相談	身長・体重の測定、保健師、助産師及び歯科衛生士による発育・発達の確認、健康相談などを、子育て世代包括支援センター「すくすく」で実施しています。また、医療的ケア児の相談も実施しています。	
11 離乳食・食育教室	栄養士による離乳食、食育について学ぶ教室を、子育て世代包括支援センター「すくすく」で実施しています。申し込みが必要です。	

2 保育所（園）、幼稚園等（0歳 ～ 6歳）



支 援 施 策	説 明	担当課
12 保育所（園） （私立 27 園（認定こども園 6 園））	保護者が共に働いているなど、保育を必要とする乳幼児の保育・教育を実施しています。申請書の提出が必要です。	子ども・子育て支援課 （保育所幼稚園係） ☎25-9330
① 延長保育	通常保育時間を越えて保育を必要とする乳幼児の保育を行っています。（保育所ごとに時間が異なります。別途利用料がかかります。）	
② 一時保育	家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を保育所で預かる事業です。希望される保育所へ申し込みをしてください。（利用料はおおむね 900 円～2,000 円ですが、子どもの年齢や利用時間により異なります。）	
③ 障がい児保育	障がい児に対する保育を実施しています。	
④ 休日保育	保育所入所児童のうち希望者を対象とした休日保育を、子育て世代包括支援センター「すくすく」で実施しています。子ども・子育て支援課へ事前登録が必要です。（利用料は 3 歳未満 2,400 円、3 歳以上 2,200 円です。）	
⑤ 病児・病後児保育	生後 8 週間から小学生 6 年生までの乳幼児及び児童を対象とした病児保育事業を実施しています。事前登録が必要です。（使用料は、100 円/時間、1 日最大 1,000 円です。※減免制度もあります。）	
13 幼稚園（公立 3 園、私立 1 園） 14 認定こども園幼児園部（私立 6 園）	満 3 歳から小学校就学前の幼児を対象とした教育を実施しています。申請書の提出が必要です。	
① 預かり保育	教育時間終了後の保育をすべての幼稚園及び認定子ども園幼稚園部 6 園で実施しています。（利用時間は園により異なります。利用料が別途必要となります。）	

3 子育て支援 (0歳 ～ 18歳)



支 援 施 策	説 明	担当課
15 地域子育て支援センター	- 乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、子育て支援に関する情報提供等を以下の施設で実施しています。 - 子育て世代包括支援センター「すくすく」(野原町) - 子育て支援センター おひさま(三隅郵便局前) ☎28-7907 - ひなしっこクラブ(日脚保育園内) ☎27-1064 - あさひなないろクラブ(あさひ子ども園内) ☎45-8181	子育て世代包括支援センター ☎22-1253
16 ファミリーサポートセンター	育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となって、子育てを支援します。(利用料 300 円～400 円/30 分、ひとり親家庭は減免制度があります。) 事前の登録が必要です。	
17 子育て世代包括支援センター	保健師等の専門職員が相談を受け、妊娠・出産・育児の継続した支援を行っています。	
18 放課後児童クラブ	放課後や土曜日、夏休み等の昼間、児童の健全育成のために適切な遊びや生活の場を提供します。(利用料 5,000 円＋おやつ代 1,000 円/月(土曜日、夏休み利用は別途徴収)、減免制度があります。) 子ども・子育て支援課又は支所市民福祉課へ入会申込書を提出してください。	子ども・子育て支援課(子ども政策係) ☎25-9331
19 放課後子ども教室	放課後や休日において、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供しています。	まちづくり社会教育課 ☎25-9204
20 放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。(対象：小・中・高校就学中の障がい児)	地域福祉課 ☎25-9322
21 子育て広場・子育てサロン	まちづくりセンター等で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、子育て支援に関する情報提供等を行います。	子育て世代包括支援センター ☎22-1253

4 経済的支援 (0歳 ～ 18歳)



支 援 施 策	説 明	担当課
22 児童手当	・中学校修了前の児童を養育する方に支給します。 子ども・子育て支援課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	子ども・子育て支援課 (子ども政策係) ☎25-9331
● 支給月額	3 歳未満 15,000 円 中学生 10,000 円 3 歳～小学校修了前 10,000 円 所得制限限度額以上 5,000 円 (第 3 子以降は 15,000 円) (年齢に関係なく一律)	
23 新生児子育て応援金	・赤ちゃんが産まれた世帯に支給します。 ※第 1 子、第 2 子 50,000 円 ※第 3 子以降 300,000 円 子ども・子育て支援課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	
24 児童扶養手当	・18 歳までの児童（心身におおむね中度以上の障がいがある場合は 20 歳未満まで）を養育しているひとり親家庭等に支給します。 子ども・子育て支援課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	
● 支給月額 (所得に応じて金額が異なります)	全部支給 43,070 円 一部支給 43,060 円～10,160 円 ※第 2 子 10,170 円（一部支給 10,160 円～5,090 円）、第 3 子以降 1 人 6,100 円（一部支給 6,090 円～3,050 円）が加算されます。 ※前年の所得が限度額以上の場合は支給を停止します。	
25 保育料負担軽減	・3 歳以上児、住民税非課税世帯の 3 歳未満児を対象として保育料を無償としています。（実費負担については無償となりません。） ・保育料が無償とならない 3 歳未満児については、保育料を国基準の 6 割以下に設定しており、兄弟や世帯の状況により更に軽減しています。	子ども・子育て支援課 (保育所幼稚園係) ☎25-9330
26 第 3 子以降保育料無償化	・第 3 子以降の児童について保育所、認定こども園及び認可外保育施設の保育料を無償とします。	
27 第 3 子以降保育所等給食費無償化	・第 3 子以降の児童について保育所、認定こども園、幼稚園及び認可外保育施設の給食費を無償とします。 ※上限額（月額 7,500 円）の範囲内	
28 子ども医療費助成 ＜拡充＞	・18 歳までの子どもの医療費の自己負担額を助成します。 保険年金課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	保険年金課 ☎25-9411
● 1 か月・1 医療機関あたりの自己負担限度額	小学校就学前：無料 小学生（医療費の 1 割負担）、中学生～18 歳：入院 2,000 円、通院 1,000 円 薬局等 無料 ※所得制限はありません。	
29 ひとり親家庭医療費助成	・所得税非課税世帯の 18 歳未満又は高校 3 学年修了（20 歳未満）までの児童を養育するひとり親家庭の医療費の自己負担額を一部助成します。 保険年金課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	
● 1 か月・1 医療機関あたりの自己負担限度額	市民税課税世帯 入院 20,000 円、通院 6,000 円、薬局等 無料 市民税非課税世帯 入院 2,000 円、通院 1,000 円、薬局等 無料	
30 特別児童扶養手当	・身体や精神に障がいのある 20 歳未満の児童の父母等に支給します。 地域福祉課又は支所市民福祉課へ申請が必要です。	地域福祉課 ☎25-9322
● 支給月額 (障がいの程度に応じて金額が異なります)	1 級該当児童 1 人につき 52,400 円 2 級該当児童 1 人につき 34,900 円 ※前年の所得が限度額以上の場合は支給を停止します。	



支援施策	説明	担当課
31 出会い・結婚・出産・子育て 応援事業所認定	・従業員の出会い、結婚、出産、子育てを積極的に支援する取組を行う事業所等を「出会い・結婚・出産・子育て応援事業所」として認定します。	子ども・子育て支援課 (子ども政策係) ☎25-9331
32 予防接種	・予防接種法で定められている「定期接種」と、希望者が接種を受ける「任意接種」があります。 定期接種は定められた期間内に無料で受けることができます。	子育て世代包括 支援センター ☎22-1253
● 種類	定期接種 B型肝炎、ヒブ、小児肺炎球菌、結核(BCG)、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ、子宮頸がんヒトパピローマウイルス(HPV)、ロタウイルス 任意接種 おたふくかぜ、インフルエンザ等 ※おたふくかぜ(1歳)は4,000円、インフルエンザ(1歳から小学校6年生)は1,000円×2回/年を市が助成しています。該当者には助成券を郵送します。 また、骨髄移植等の治療により免疫が消失した人への再接種費用の助成もあります。	

※各支所でも受付しています。
お気軽にお問い合わせください。

○金城支所(市民福祉課)：☎42-1235 ○旭支所(市民福祉課)：☎45-1435
○弥栄支所(市民福祉課)：☎48-2656 ○三隅支所(市民福祉課)：☎32-2806

不妊不育治療費助成

令和4年4月から、一般不妊治療の「人工授精」及び特定不妊治療の「体外受精」「顕微授精」が保険適用になります。
浜田市では、不妊治療・不育症治療を受けている方の経済的な負担を軽減するため、下記のとおり、治療費の助成を行います。

助成内容

※助成には、回数や年齢など一定の条件があります。詳細は、下記までお問い合わせください。

一般不妊治療費 (タイミング療法・排卵誘発法・人工授精等) **上限15万円/年(3年間)**

※令和4年3月31日までに終了した治療分については、**上限10万円**を助成します。

特定不妊治療費 (体外受精・顕微授精等)

※混合診療の場合、保険適用とならず、全額自己負担になります。
※先進医療以外の治療：国が指定した医療機関が必要と認めた治療に限ります。

診療の種類	助成額
① 保険診療のみ	上限12万5千円/回
② 保険診療と先進医療の併用 (先進医療は県の助成額を除く)	
③ 混合診療 (先進医療以外を併用した治療)	上限36万円/回

不育症治療費 (2回以上の流産または死産を繰り返す症状がある方の妊娠後の不育症治療にかかる内服・注射) **上限5万円/回**

《問い合わせ先》子育て世代包括支援センター 22-1253 ○金城支所(市民福祉課)：☎42-1235
○旭支所(市民福祉課)：☎45-1435 ○弥栄支所(市民福祉課)：☎48-2656 ○三隅支所(市民福祉課)：☎32-2806

令和4年4月 子育て世代包括支援センター「すくすく」が新築・移転しました
～「自由に遊べる場所」「妊娠～子育てまでの手続きや相談」がひとつの施設内でできます～

(妊娠・出産・子育て期までの相談窓口)
子育て世代包括支援センターでは、保健師等の専門職員が面談や電話でお答えし、
安心して育児ができるようにサポートします。

○ ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

- ・初めての妊娠、出産で何もかも不安...
- ・母乳、ミルクが足りているか心配
- ・子育てにイライラしたり、気持ちが落ち込む
- ・子どもに落ち着きが無いけれど大丈夫かしら... など

☎子育てオンライン相談もできます。(要予約)
《問い合わせ先》
子育て世代包括支援センター 22-1253
「相談室」があり、秘密は厳守します。

家族の方も利用できます。

※浜田市のがん検診などの
情報を発信しています。

Facebook Twitter

「浜田市健康情報」

※浜田市の子育て支援施策の詳細は、
浜田市ホームページにあります

「浜田市子育て支援サイト」

をご覧ください。

※ cookpad 「浜田市びいびくん食堂」
食事作りの応援にお手軽簡単レシピ
を掲載しています。

